

障害者の新たな福祉制度の検討について

平成22年5月12日
厚生労働省

【障害者保健福祉について】

○ 平成21年9月9日の連立政権合意において、「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくることとされている。

※ 新たな総合的な制度は遅くとも平成25年8月までに実施。

○ この総合的な福祉制度の検討のために、本年4月に障がい者制度改革推進会議の下に総合福祉部会を設置し、検討を開始したところであり、今後、障害者の方々や事業者など現場の方々をはじめ、様々な関係者の御意見などを十分に聞きながら、検討を進めていく。

- ・平成21年12月8日、閣議決定により内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置。
- ・平成22年1月12日、第1回「障がい者制度改革推進会議」が開催。
- ・平成22年4月27日、第1回「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が開催。

○ この新たな制度ができるまでの間、平成22年度予算においては、低所得（市町村民税非課税）の障害者及び障害児につき、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料としている。

連立政権合意等

連立政権合意

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくる。

(2009年9月9日 民主党、社会民主党、国民新党「連立政権樹立に当たっての政策合意」より)

民主党 マニフェスト(抜粋)

- 26. 「障害者自立支援法」を廃止して、障がい者福祉制度を抜本的に見直す

【政策目的】

- 障がい者等が当たり前地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会をつくる。

【具体策】

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法(仮称)を制定する。
- わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、「国連障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置する。

【所要額】

400億円程度

社民党 マニフェスト(抜粋)

再建2 >>いのち セーフティネットを充実

5. 障がい者福祉

- 基本的な生活、働く場にも利用料を課す「障害者自立支援法」を廃止し、支援費制度の応能負担の仕組みに戻します。医療と福祉を区分し、両面から障がい者の生活を支えます。精神通院公費、更生医療・育成医療を復活して重くなった自己負担を軽減します。
- 谷間の障がい者、難病者をカバーする総合的な「障害者福祉法」を制定します。
- 国際的な水準による「障がいの定義」を確立します。「国連障害者の権利条約」にもとづいて障がい者の所得保障、働く場や生活の場など基幹的な社会資源の拡充、就労支援策の強化などを行います。



26. 「障害者自立支援法」を 廃止して、 障がい者福祉制度を 抜本的に見直す

【政策目的】

- 障がい者等が当たり前で地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会をつくる。

【具体策】

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法（仮称）を制定する。
- わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、「国連障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置する。

【所要額】

400 億円程度

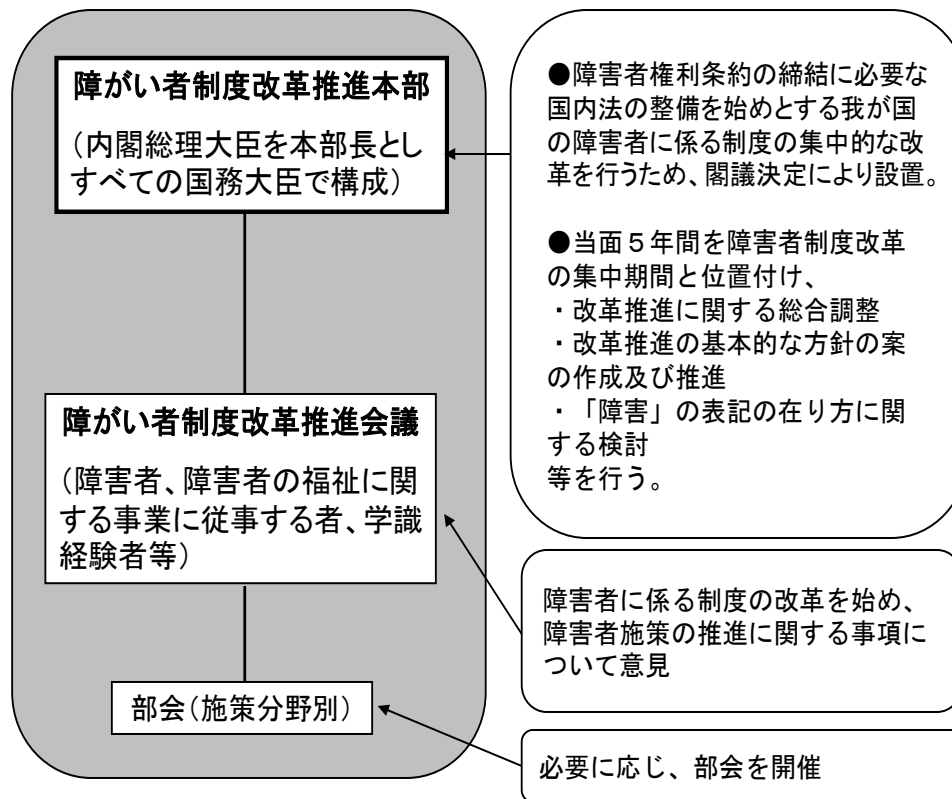
障害者自立支援法を廃止し、 新たに障がい者総合福祉法を制定

わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、国連障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置します。推進本部には、障がい当事者、有識者を含む委員会を設け、政策立案段階から障がい当事者が参画するようにします。そして、障がい者施策に関するモニタリング機関の設置、障がい者差別を禁止する法制度の構築、障がい者虐待を防止する法制度の確立、政治・選挙への参加の一層の確保、司法に係る手続における支援の拡充、インクルーシブ（共に生き共に学ぶ）教育への転換、所得の保障、移動の自由の権利保障、障がい者への医療支援の見直し、難病対策の法制化など障がい者が権利主体であることを明確にして、自己決定・自己選択の原則が保障されるよう制度改革を立案します。

障がい者等が当たり前で地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を目指します。障害者自立支援法により、利用料の負担増で障がい者の自立した生活が妨げられてしまったことから、福祉施策については、発達障害、高次脳機能障害、難病、内部障害なども対象として制度の谷間をなくすこと、障がい福祉サービスの利用者負担を応能負担とすること、サービス支給決定制度の見直しなどを行い、障害者自立支援法に代わる「障がい者総合福祉法（仮称）」を制定します。

また、障がい者福祉予算を拡充し、中小企業を含め障がい者雇用を促進します。精神障害者を中心とした社会的入院患者の社会復帰と地域生活の実現に向けて関連法制度の整備等を進めます。

障害者制度改革の推進体制



【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
- ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度
- ・教育
- ・雇用
- ・障害福祉サービス
- 等

障がい者制度改革推進会議構成員名簿

(敬称略 五十音順)

大久保 常明	(福)全日本手をつなぐ育成会常務理事	関口 明彦	全国「精神病」者集団運営委員
大谷 恭子	弁護士	竹下 義樹	(福)日本盲人会連合副会長
大濱 眞	(社)全国脊髄損傷者連合会副理事長	土本 秋夫	ピープルファースト北海道会長
小川 榮一	日本障害フォーラム代表	堂本 暁子	前千葉県知事
尾上 浩二	(NPO)障害者インターナショナル日本会議 事務局長	中島 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
勝又 幸子	国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長	中西 由紀子	アジア・ディスアビリティ・インスティテート代表
門川 紳一郎	(福)全国盲ろう者協会評議員	長瀬 修	東京大学大学院特任准教授
川崎 洋子	(NPO)全国精神保健福祉会連合会理事長	久松 三二	(財)全日本ろうあ連盟常任理事・事務局長
北野 誠一	(NPO)おおさか地域生活支援ネットワーク 理事長	藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長
清原 慶子	三鷹市長	松井 亮輔	法政大学教授
佐藤 久夫	日本社会事業大学教授	森 祐司	(福)日本身体障害者団体連合会 常務理事・事務局長
新谷 友良	(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 常務理事	山崎 公士	神奈川大学教授
		オブザーバー	
		遠藤 和夫	日本経済団体連合会労働政策本部主幹

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会構成員名簿

(敬称略 五十音順)

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センター「がじゅまる」センター長	清水 明彦	西宮市社会福祉協議会障害者生活支援グループ グループ長
荒井 正吾	全国知事会社会文教常任委員会委員、奈良県知事	末光 茂	社団法人日本重症児福祉協会常務理事
伊澤 雄一	特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会代表	竹端 寛	山梨学院大学准教授
石橋 吉章	社団法人全国肢体不自由児者父母の会 連合会理事	田中 伸明	社会福祉法人日本盲人会連合
伊東 弘泰	特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会会長	田中 正博	特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク代表 理事
茨木 尚子	明治学院大学教授	中西 正司	全国自立生活センター協議会常任委員
氏田 照子	日本発達障害ネットワーク副代表	中原 強	財団法人日本知的障害者福祉協会会長
大久保 常明	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事	奈良崎 真弓	ステージ編集委員
大濱 眞	社団法人全国脊髄損傷者連合会副理事長	西滝 憲彦	財団法人全日本ろうあ連盟
岡部 耕典	早稲田大学准教授	野沢 和弘	毎日新聞論説委員
小澤 温	東洋大学教授	野原 正平	日本難病・疾病団体協議会副代表
小田島 栄一	ピープルファースト東久留米代表	橋本 操	特定非営利活動法人ALS/MNDサポートセンター さくら会理事長
小野 浩	きょうされん常任理事	東川 悦子	特定非営利活動法人日本脳外傷友の会理事長、 日本障害者協議会副代表
尾上 浩二	特定非営利活動法人 障害者インターナショナル日本会議事務局長	平野 方紹	日本社会事業大学准教授
柏女 霊峰	淑徳大学教授	広田 和子	精神医療サバイバー
河崎 建人	社団法人日本精神科病院協会副会長	福井 典子	社団法人日本てんかん協会常任理事
川崎 洋子	特定非営利活動法人全国精神保健福祉会連合会理事長	福島 智	東京大学先端科学技術研究センター教授
門屋 充郎	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会代表理事	藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長
門川 紳一郎	社会福祉法人全国盲ろう者協会評議員	藤岡 毅	弁護士・障害者自立支援法訴訟弁護団事務局長
北浦 雅子	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会会長	増田 一世	社団法人やどかりの里常務理事
北野 誠一	特定非営利活動法人おおさか地域生活支援 ネットワーク理事長	三浦 貴子	全国身体障害者施設協議会地域生活支援推進委員会 委員長
君塚 葵	全国肢体不自由児施設運営協議会会長	光増 昌久	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 副代表
倉田 哲郎	箕面市市長	三田 優子	大阪府立大学准教授
駒村 康平	慶応義塾大学教授	宮田 広善	全国児童発達支援協議会副会長
近藤 正臣	全国社会就労センター協議会会長	森 祐司	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会常務理事・ 事務局長
斎藤 縣三	特定非営利活動法人共同連事務局長	山本 眞理	全国「精神病」者集団
坂本 昭文	鳥取県西伯郡南部町長		
佐藤 久夫	日本社会事業大学教授		
佐野 昇	社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 事務局長		

障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団とのこれまでの経緯について

- 平成20年10月31日
障害者自立支援法において、障害者がサービスを利用する際に原則1割負担をさせる制度（応益負担（定率負担））は、「法の下での平等」や「生存権の保障」を定めた憲法に違反するとして、東京や大阪などの障害者29名が、国や自治体に負担の免除などを求めて全国8地裁に一斉提訴した（追加提訴も含めると、原告の数は14地裁71名となっている。）。
- 平成21年10月6日
各地裁に猶予を頂いた上で、厚生労働省より、原告団・弁護団に対して話し合いを申し入れる。
- 平成21年10月22日
原告団・弁護団より、厚生労働省との話し合いに応じる旨が示される。
- 平成22年1月7日
厚生労働省と原告団・弁護団との間で障害者自立支援法違憲訴訟に係る基本合意文書等が取り交わされる。
- 平成22年4月21日
3月24日以降、順次各地裁において和解が成立し、東京地裁を最後に訴訟が終結し、基本合意文書に基づく厚生労働省との定期協議（第1回）が行われた。
同日、訴訟団（原告団・弁護団・支援者）による総理訪問が行われた。

国（厚生労働省）との基本合意文書

平成22年1月7日

障害者自立支援法違憲訴訟の原告ら71名は、国（厚生労働省）による話し合い解決の呼びかけに応じ、これまで協議を重ねてきたが、今般、本訴訟を提起した目的・意義に照らし、国（厚生労働省）がその趣旨を理解し、今後の障害福祉施策を、障害のある当事者が社会の対等な一員として安心して暮らすことのできるものとするために最善を尽くすことを約束したため、次のとおり、国（厚生労働省）と本基本合意に至ったものである。

障害者自立支援法廃止の確約と新法の制定

国（厚生労働省）は、速やかに応益負担（定率負担）制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施する。そこにおいては、障害福祉施策の充実、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とする。

障害者自立支援法制定の総括と反省

- 1 国（厚生労働省）は、憲法第13条、第14条、第25条、ノーマライゼーションの理念等に基づき、違憲訴訟を提訴した原告らの思いに共感し、これを真摯に受け止める。
- 2 国（厚生労働省）は、障害者自立支援法を、立法過程において十分な実態調査の実施や、障害者の意見を十分に踏まえることなく、拙速に制度を施行するとともに、応益負担（定率負担）の導入等を行ったことにより、障害者、家族、関係者に対する多大な混乱と生活への悪影響を招き、障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに対し、原告らをはじめとする障害者及びその家族に心から反省の意を表明するとともに、この反省を踏まえ、今後の施策の立案・実施に当たる。
- 3 今後の新たな障害者制度全般の改革のため、障害者を中心とした「障がい者制度改革推進本部」を速やかに設置し、そこにおいて新たな総合的福祉制度を策定することとしたことを、原告らは評価するとともに、新たな総合的福祉制度を制定するに当たって、国（厚生労働省）は、今後推進本部において、上記の反省に立ち、原告団・弁護団提出の本日付要望書を考慮の上、障害者の参画の下に十分な議論を行う。

新法制定に当たっての論点

原告団・弁護団からは、利用者負担のあり方等に関して、以下の指摘がされた。

- ① 支援費制度の時点及び現在の障害者自立支援法の軽減措置が講じられた時点の負担額を上回らないこと。
- ② 少なくとも市町村民税非課税世帯には利用者負担をさせないこと。
- ③ 収入認定は、配偶者を含む家族の収入を除外し、障害児者本人だけで認定すること。

- ④ 介護保険優先原則（障害者自立支援法第7条）を廃止し、障害の特性を配慮した選択制等の導入をはかること。
- ⑤ 実費負担については、厚生労働省実施の「障害者自立支援法の施行前後における利用者の負担等に係る実態調査結果について」（平成21年11月26日公表）の結果を踏まえ、早急に見直すこと。
- ⑥ どんなに重い障害を持っていても障害者が安心して暮らせる支給量を保障し、個々の支援の必要性に即した決定がなされるように、支給決定の過程に障害者が参画する協議の場を設置するなど、その意向が十分に反映される制度とすること。そのために国庫負担基準制度、障害程度区分制度の廃止を含めた抜本的な検討を行うこと。

国（厚生労働省）は、「障がい者制度改革推進本部」の下に設置された「障がい者制度改革推進会議」や「部会」における新たな福祉制度の構築に当たっては、現行の介護保険制度との統合を前提とはせず、上記に示した本訴訟における原告らから指摘された障害者自立支援法の問題点を踏まえ、次の事項について、障害者の現在の生活実態やニーズなどに充分配慮した上で、権利条約の批准に向けた障害者の権利に関する議論や、「障害者自立支援法の施行前後における利用者の負担等に係る実態調査結果について」（平成21年11月26日公表）の結果も考慮し、しっかり検討を行い、対応していく。

- ① 利用者負担のあり方
- ② 支給決定のあり方
- ③ 報酬支払い方式
- ④ 制度の谷間のない「障害」の範囲
- ⑤ 権利条約批准の実現のための国内法整備と同権利条約批准
- ⑥ 障害関係予算の国際水準に見合う額への増額

利用者負担における当面の措置

国（厚生労働省）は、障害者自立支援法廃止までの間、応益負担（定率負担）制度の速やかな廃止のため、平成22年4月から、低所得（市町村民税非課税）の障害者及び障害児の保護者につき、障害者自立支援法及び児童福祉法による障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする措置を講じる。

なお、自立支援医療に係る利用者負担の措置については、当面の重要な課題とする。

履行確保のための検証

以上の基本合意につき、今後の適正な履行状況等の確認のため、原告団・弁護団と国（厚生労働省）との定期協議を実施する。

要 望 書

内閣総理大臣 鳩 山 由紀夫 殿
厚生労働大臣 長 妻 昭 殿

障害者自立支援法訴訟団
2010年1月7日

私たち原告は、生きるために必要不可欠な支援を「益」とみなし「障害」を自己責任とする仕組みを導入する障害者自立支援法（以下「自立支援法」）等を廃止させるため訴訟を提起しました。

国は自立支援法の廃止を約束し、訴訟における私たちの主張を今後の障害福祉施策に生かすことを約束し、私たちと基本合意を締結しましたが、同基本合意文書に明記した事項に付随する障害福祉施策における課題は多く存在します。

次に挙げる広い意味で本訴訟に関連する課題について、国として議論を尽くし、責任をもってその解決のため万全を尽くしていただくよう、私たちは強く求めます。

障害福祉制度の根本問題

1) 契約制度のもつ根本的問題の解消

契約制度について、次のような批判があります。「公的責任が後退した」、「契約にたどり着く前に福祉から排除される」、「利用料の滞納により支援を打ち切られる」、「協働関係に立つべき福祉事業所と利用者に対立構造をもたらした」、「福祉が商品化した」。このような障害者の声に耳を傾け、障害者の権利行使としての公的支援制度を構築し、福祉を市場原理に委ねる「商品」と考えず、人権としての福祉はあくまで公的責任で実施されるという理念に立つ根本的な制度改革を望みます。

2) 介護保険優先原則（障害者自立支援法第7条）の廃止に向けた抜本的見直し

障害福祉施策において応益負担を廃止しても障害者が65歳になると介護保険により1割負担を強いられる矛盾を国は直視し、介護保険優先原則（障害者自立支援法第7条）及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長通知「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日）（障企発第0328002号・障障発第0328002号）における

「① 優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付とされている（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第2条）。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される」との規定を廃止して下さい。

3) 扶養義務の見直し

障害者支援は公的責任で行なわれるべきであり、家族責任を強いてはなりません。

民法の扶養義務を根拠に障害児者支援のための費用を家族に負担させる制度の根本的な制度改革を実施して下さい。

4) 障害者福祉の社会資源の充実、基盤整備

障害福祉事業は報酬単価が低廉であり、全国各地において、事業所、有資格ヘルパー等が著しく不足しており、結果として、障害福祉施策を利用できない障害者が多数存在します。

「サービス契約」方式が許されるのは、国が憲法に基づくナショナルミニマム保障義務として、全国で社会基盤整備を尽くすことが前提です。

障害福祉施策を利用できない障害者が生まれないように、事業者、ヘルパー等の基盤整備を尽くして下さい。

5) 障害者の所得保障

障害者が地域社会で当たり前生きていけるように、障害基礎年金の増額や手当の給付など所得保障制度を確立して下さい。

6) 社会参加支援の充実

乳幼児や学齢期の障害児の支援、働く障害者への支援、障害者の子育て支援、障害児を持った親の支援など、すべてのライフステージのニーズに即した社会参加に制限のない支援を充実して下さい。

7) 障害者のニーズにあった補装具支給制度の抜本的見直し

障害者の日常生活・社会生活支援のための補装具につき、必要性や規格の認定、支給額の決定などについて、各障害者のニーズにふさわしいものとなるように、現在の認定制度や基準を抜本的に見直すこと。

利用者負担の問題

- 1) 障害福祉施策は人権保障として実施されるべきことに鑑みれば、障害があることを理由とする利用者負担をするべきではありません。
現状を前提としては、緊急に非課税世帯での無償化が実施されることとともに、課税世帯においても、法の下での平等に反しない利用者負担が緊急に検討されるべきです。
また、利用者負担について、次の要望をします。
 - ・ 自立支援医療、補そう具の自己負担について、無償として下さい。
 - ・ 子どもの権利条約第23条第3項に基づき、障害児の支援は無償として下さい。
 - ・ 児童福祉法における応益負担を直ちに廃止してください。
 - ・ 「働きに行くのになぜ利用料を取られるのか」との声を真摯に受け止め、就労支援施策においては無償として下さい。
- 2) 収入認定の見直し
「利用者負担」の収入認定において、障害者年金、障害者手当等、就労、就労支援による所得、工賃等は全て除外して下さい。

緊急課題

- 1) 実費自己負担の廃止
厚生労働省が新政権下において2009年11月に実施した実態調査でも、自立支援法導入に伴い「食費・光熱水費」等の実費の負担が障害者の生活を苦しめた事実が確認できます。
新法制定においてはもちろん、新法制定前の政省令改正等の暫定措置により、「食費、人件費等のホテルコスト」名目の自立支援法の福祉施設及び児童福祉法に基づく障害児者施設での実費自己負担を緊急に廃止して下さい。
- 2) 報酬支払い
自立支援法の日払い制度が福祉を破壊したとの原告らの声を真摯に受け止め、事業所報酬の支払いを原則月払いに早急に戻して下さい。
- 3) 就労移行支援の期限の廃止
就労移行支援が2年間の期限付き支援であるため、期間内に就労出来なかった利用者の行き場がない現実があり、「自立」を阻害しています。直ちに就労移行支援の期限を撤廃してください。
- 4) 地域生活支援事業の地域間格差の解消
地域生活支援事業は、自立支援法上、市町村・都道府県が行うものとされているため、事業の質、量、負担の程度について、大きな地域間格差があるのが実情です。この地域間格差を解消し、自己負担を廃止するために、根本的な制度的・財政的な改革を行ってください。

当事者参加と検証

- 1) 利用者負担を理由に退所していった利用者の実態調査
厚生労働省の2007年2月21日公表の自立支援法の利用者負担により退所、利用抑制を強いられた人の調査結果があります。その結果によれば、利用者負担を理由に退所した人が1625名認められるにも関わらず、これについて何らの救済をしていないことは国が非難されて然るべきことです。
これらの人の実態調査をすみやかに、必要な支援を行い、その権利と生活の安定を復活させてください。
- 2) 新法制定過程の障害当事者の参画
新法制定過程の障害当事者の参画においては、障害当事者はもちろんのこと、最重度の障害者など意向を表現することが難しい人についても、その意向を反映できる関係者が参画することを望みます。
- 3) 新法制定過程での私たちの参画
「障がい者制度改革推進本部改革推進会議」の下の自立支援法に替わる総合的な法制度を議論するための「専門部会」に私たち訴訟団が推薦する者を選任して下さい。
- 4) 検証会議の立ち上げ
自立支援法に関し「なぜ誤った法律が制定されたのか」を調査、確認するための「検証会議」を設けて真相を解明して下さい。二度と同じ過ちを繰り返さないために不可欠です。

以上

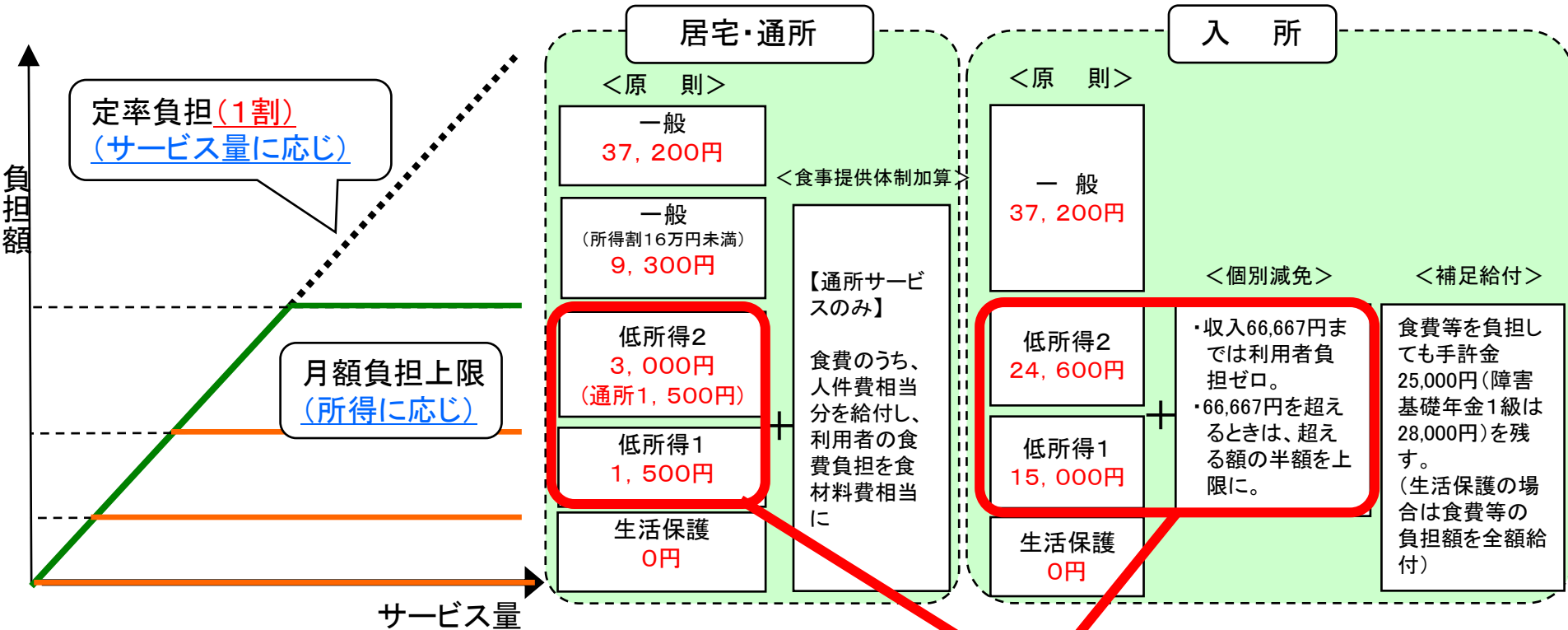
なお、「障害者自立支援法訴訟団」とは

- ① 原告団 ② 弁護団 ③ 「障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会」の3者で構成されます。
- ①は 障害者自立支援法違憲訴訟を福岡、広島、岡山、神戸、京都、大阪、和歌山、奈良、滋賀、名古屋、東京、さいたま、盛岡、旭川の14地方裁判所に提起している原告70名（厳密には東京地裁での損害賠償請求訴訟を提起している障害児の父親1名を加えると71名）を指します。
- ②は上記訴訟の原告訴訟代理人団170余名です。
- ③は上記訴訟支援団体であり、詳細はHP「<http://www.normanet.ne.jp/~ictjd/suit>」にて公開しております。

障害者自立支援法における利用者負担の基本的な枠組み

【障害者(20歳以上)の場合】

- ① 定率負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定。
- ② 低所得の通所サービス利用者については、更に、食費負担額の軽減措置を実施。
- ③ 低所得の入所施設利用者については、更に、個別減免、補足給付(手許金制度)を実施。

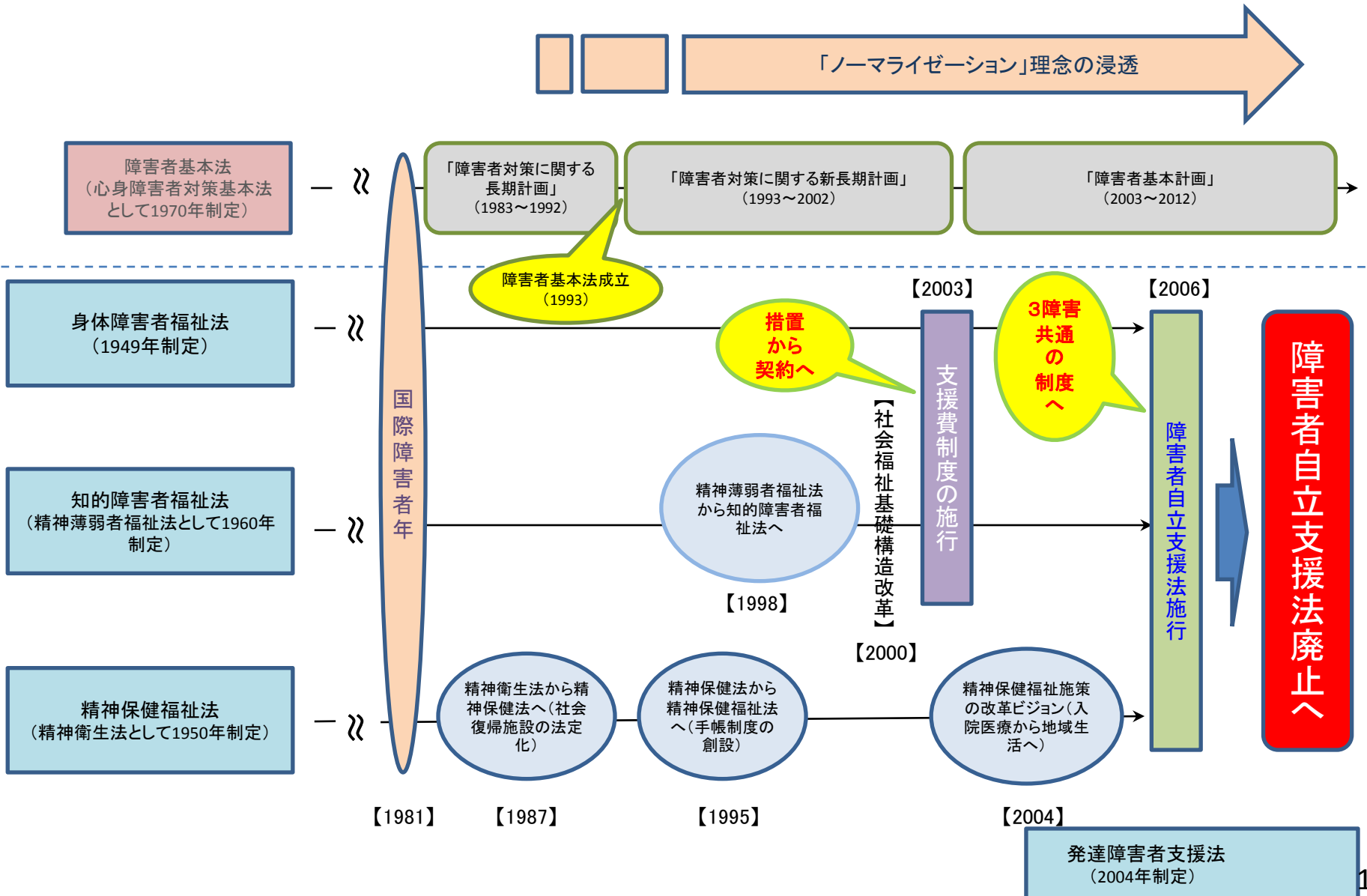


利用者負担の区分

- (1) 一般: 市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2: 市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1: 市町村民税非課税世帯であって、利用者本人の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護: 生活保護世帯

低所得の利用者負担を無料とする (平成22年4月～)

障害者施策の歴史



障害福祉サービスの体系

<旧サービス> (支援費制度等)

居宅サービス

ホームヘルプ(身・知・児・精)

デイサービス(身・知・児・精)

ショートステイ(身・知・児・精)

グループホーム(知・精)

施設サービス

重症心身障害児施設(児)

療護施設(身)

更生施設(身・知)

授産施設(身・知・精)

福祉工場(身・知・精)

通勤寮(知)

福祉ホーム(身・知・精)

生活訓練施設(精)

新体系へ移行(※)

<新サービス> (障害者自立支援法)

訪問系

【介護給付】

- ホームヘルプ(居宅介護)
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 児童デイサービス
- 重度障害者等包括支援
- ショートステイ(短期入所)

日中活動系(昼間)

以下から一又は複数の事業を選択

【介護給付】

- 療養介護(医療型)
※ 医療施設で実施
- 生活介護(福祉型)

【訓練等給付】

- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援(A型、B型)

【地域生活支援事業】

- 地域活動支援センター

居住系(夜間)

【介護給付】

- 共同生活介護
- 施設入所支援

【訓練等給付】

- 共同生活援助

【地域生活支援事業】

- 福祉ホーム

※平成24年3月までの経過措置期間内に移行
 済この他、地域生活支援事業として移動支援等を制度化

障害者自立支援法に基づく新体系サービスが目指すもの

3障害一元化

身体、知的、精神障害者ばらばらのサービス
(精神障害者は支援費制度の対象外)

- **3障害の制度格差を解消**し、精神障害者を対象
- **重複障害者**なども総合的かつ効率的なサービスを受けられる

昼夜分離

24時間同一施設で生活

- 日中活動と居住に係るサービスの分離により、複数のサービスと組み合わせが可能
「障害者の選択に基づく多様なライフスタイル」へ

地域移行

施設中心の処遇により、障害者が地域で自立するためのサービスが不十分

- 地域生活支援や就労支援といった**地域で生活していくために必要なサービスを創設**

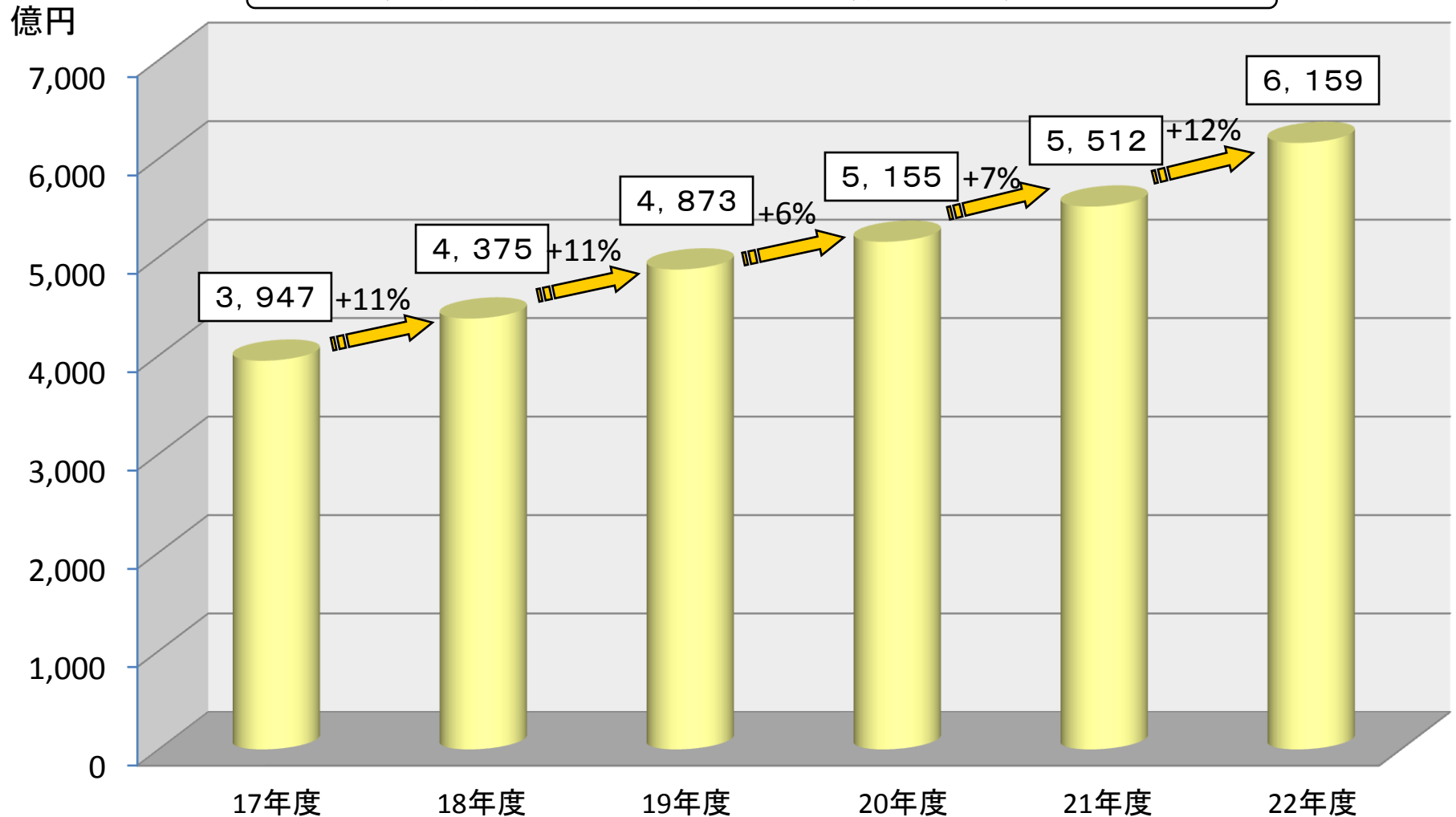
サービス名称

「更生」、「授産」などの国民にわかりにくいサービス名称

- 「介護」、「訓練」、「就労支援」といった**国民にわかりやすいサービス名称に変更**

障害福祉サービス予算の推移

障害福祉サービス予算は着実な伸びを確保している

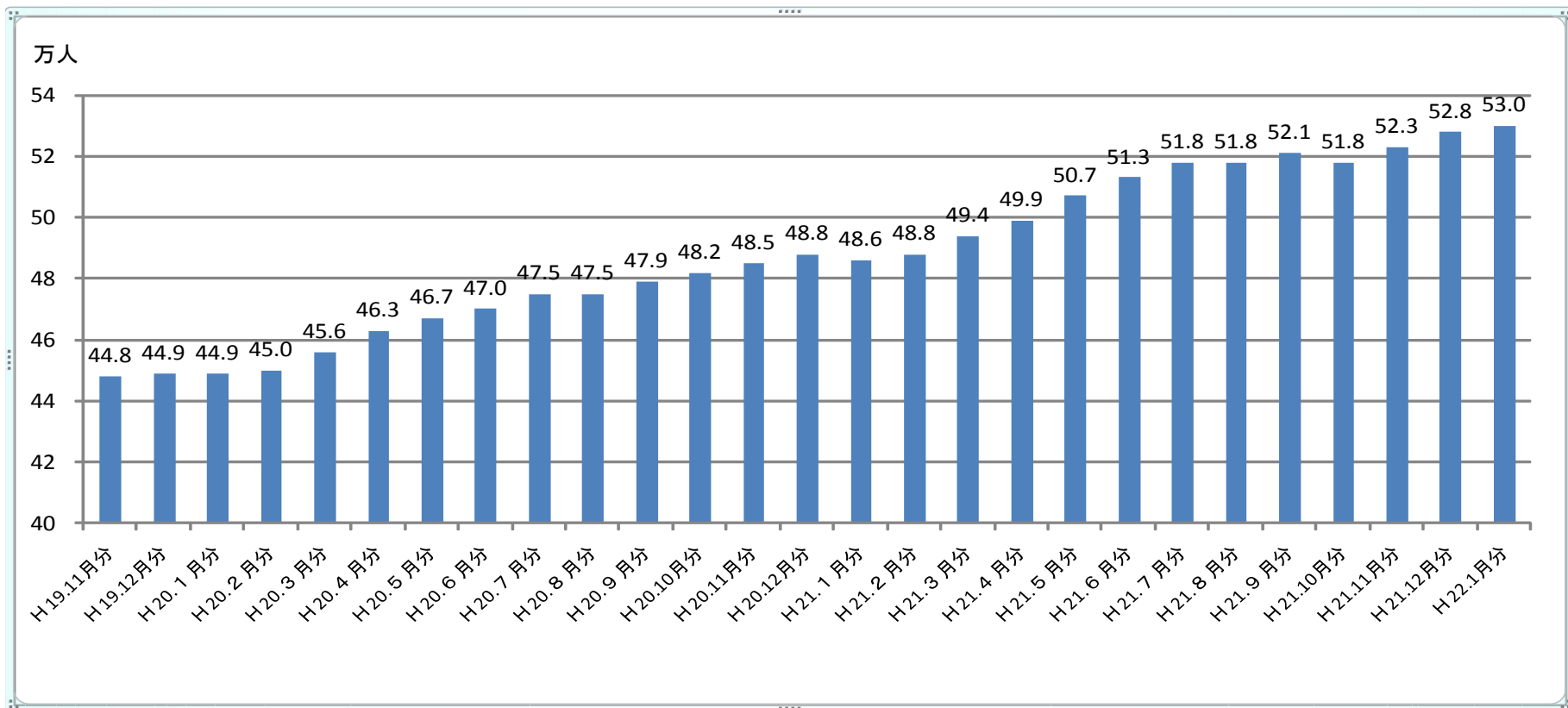


(注1) 平成17年度については、自立支援法施行前の障害福祉サービス関係予算(支援費等)を積み上げたものである。

(注2) 平成18年度については、自立支援法施行前後の障害福祉サービス関係予算(支援費、自立支援給付等)を積み上げたものである。
(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注3) 平成19年度～22年度については、自立支援法に基づく現行のサービス体系における予算(平成20年度は補正後)である。

実利用者数の推移 (H19.11～H22.1)



○平成21年1月→平成22年1月の伸び率(年率)…… 9.0%

このうち 身体障害者の伸び率……	5.4%	(22年1月の利用者数)	13.7万人
知的障害者の伸び率……	6.4%		26.6万人
精神障害者の伸び率……	25.8%		6.7万人
障害児の伸び率……	13.0%		5.9万人